

札幌市子ども・子育て支援事業計画の見直しについて（概要）

1 子ども・子育て支援事業計画について

- 子ども・子育て支援法に基づき、5年を一期とする教育・保育等の提供体制の確保等について定めることが義務付けられた計画です。
- 札幌市では「新・さっぽろ子ども未来プラン（計画期間：H27～31）」の第5章に定め、この計画に基づきこれまで保育所等の整備を推進してきました。
- 近年、保育ニーズの上昇が続く中で、計画を上回るニーズが出現したことから、ニーズの再調査（H28・アンケート調査）を実施しました。
- 調査結果に基づき、国の基本指針が求める中間年度（H29）における事業計画の見直しを実施することとしました。
- 見直し後の計画では、国の「子育て安心プラン（H29.6公表）」に基づき、平成32年度当初までの2年度間（H30～31）において教育・保育のニーズを満たす供給量を確保することとしています。

※「新・さっぽろ子ども未来プラン」の内容はホームページをご覧ください。

HPアドレス <http://www.city.sapporo.jp/kodomo/jisedai/kodomokeikaku.html>

2 見直し内容の検討過程

- 見直しに当たっては、札幌市の附属機関である札幌市子ども・子育て会議において、供給量の確保に当たっての考え方などについて検討を行いました。

※検討経過は「札幌市子ども・子育て会議」のホームページをご覧ください。

HPアドレス <http://www.city.sapporo.jp/kodomo/jisedai/kosodatekaigi.html>

○平成29年2月3日 札幌市子ども・子育て会議

・ニーズ再調査結果の報告、事業計画を中間年度に見直すことを承認（認可・確認部会に検討付託）

○平成29年3月27日～8月30日 認可・確認部会における計4回の検討

・4つの主な論点を定め、これに基づき供給確保策等の見直し案を検討

○平成29年9月1日 札幌市子ども・子育て会議

・認可・確認部会において検討した供給確保策等の見直し案を審議・承認

○平成30年1月23日 札幌市子ども・子育て会議

・事業計画の見直し案を審議・承認

○平成30年2月15日 市議会報告

・事業計画の見直し案を報告・承認

○平成30年2月～3月 パブリックコメント（2/19～3/20）

・事業計画の見直し案に対する市民意見聴取

○平成30年3月末 計画策定

札幌市子ども・子育て支援事業計画の見直しについて（概要）

3 教育・保育のニーズの状況

○ニーズの再調査（H28 実施）により、今後保育所等を利用したいと考える潜在的なニーズを含めて算出した結果、現計画の調査時（H25 実施）に比べて保育の利用意向率が5.8ポイント増大していることが判明しました。

	就学前児童数	利用意向率（保育）
現計画（A）	83,594	30.5
再調査（B）	83,338	36.3
差（B-A）	▲ 256	+5.8

(人・%)

○就学前児童数（H32 年度の推計児童数）と利用意向率によりニーズ量を算出した結果、1号子どもを除いてニーズ量が増大しており、特に1・2歳児のニーズ量が大きく増えています。

	(人)				
	0歳	1・2歳	3～5歳		
	3号		2号		1号
			保育	教育	
現計画のニーズ量（A）	2,246	9,669	13,552	3,905	22,773
再調査のニーズ量（B）	2,366	12,529	15,401	4,595	19,533
ニーズ量の増減（B-A）	+120	+2,860	+1,849	+690	▲ 3,240

※認定子どもの区分について

1号：満3歳以上の就学前子どもであって2号以外のもの（幼稚園等を利用）

2号：満3歳以上の就学前子どもであって保育が必要となるもの（保育所等を利用）

3号：満3歳未満の就学前子どもであって保育が必要となるもの（保育所等を利用）

4 供給量確保に当たっての考え方（札幌市子ども・子育て会議における検討結果）

1 中間年度の見直しであることを踏まえ、現計画の基本的な考え方を維持

- ① 既存施設の活用
- ② 区間調整

2 供給量確保の考え方の再整理

- ① 供給量確保方策・優先順位について、1・2・3号別に考え方を明確化
- ② 居住区と異なる区の利用実態を考慮した区間調整
- ③ 認定こども園の定員設定の考え方を明確化（幼保連携型は1～3号定員を設ける）
- ④ 地域型保育事業については、卒園後の受け皿の状況を踏まえながら拡充
- ⑤ 新たな受け皿（企業主導型保育事業（地域枠）・幼稚園の一時預かり事業）の追加

3 保育士確保の重要性を反映

保育士等の人材確保や資質の向上に向けた取組を進めることにより、供給量確保に向けた環境整備を推進

4 今後のニーズの変化への柔軟な対応

将来的な女性就業率の上昇や、国の幼児教育・保育の無償化等に伴う計画値を超えた保育ニーズの増には、必要に応じて迅速・柔軟に対応

札幌市子ども・子育て支援事業計画の見直しについて（概要）

5 需給計画のポイント

ニーズ	需給計画のポイント
幼稚園等を利用したいというニーズ（教育ニーズ）	【1号ニーズ】既存の幼稚園等により必要な供給量が確保できる ⇒ 1号のみの供給確保を目的とした新たな幼稚園の整備は行わない 【2号ニーズ】既存の認定こども園等では必要な供給量が確保できない ⇒ 幼稚園の認定こども園化を推進するとともに、幼稚園の一時預かり事業により必要な供給量を確保
保育所等を利用したいというニーズ（保育ニーズ）	【2号ニーズ】既存の保育所等では必要な供給量が確保できない ⇒ 保育所の新設整備や、企業主導型保育事業により必要な供給量を確保 【3号ニーズ】1～2歳については既存の保育所等では必要な供給量が確保できない ⇒ 小規模保育事業・保育所等の新設整備等と企業主導型保育事業により必要な供給量を確保
ニーズ変化への対応	・国が「子育て安心プラン」で予測する将来的な女性就業率の上昇や「新しい経済政策パッケージ」で進める幼児教育・保育の無償化等に伴う保育利用率の上昇 ・計画策定後に判明する大規模開発等によるニーズの変化 ⇒ 「量の見込み」を適切に補正することにより対応

6 需給計画

○需給計画は行政区別に策定することから、行政区毎に需給の状況（過不足）を把握し、新設整備等による供給の確保が必要となる量を計上します。

○平成 32 年度当初までの 2 年度間（H30～31）において、2～3号合計で 4,717 人分（うち保育所等の新規整備により 4,125 人分）の供給量を拡大することとしています。

計画期間中の供給の変動 (人)

	0歳	1・2歳	3～5歳			
			2号		1号	
			保育	教育		
行政区別不足量の合計 (A)	+0	▲ 1,918	▲ 1,514	▲ 789	▲ 312	
供給拡大量 (B)	+212	+1,918	+1,285	+1,302	+180	
	4,717 (うち4,125は保育所等整備量)					—

※「供給拡大量 (B)」には、保育所等の認可施設のほか、企業主導型保育事業や幼稚園一時預かり事業も含む。なお、1号の定員減の見込みは含めていない。

※供給拡大量に加え区間調整量により必要な量を確保

○この供給量の拡大により、平成 32 年 4 月の全市の供給量（2・3号）は 38,019 人となる見込みです。

<参考> 全市のニーズ量・供給量・過不足 (人)

	0歳	1・2歳	3～5歳		
			2号		1号
			保育	教育	
ニーズ量 (a)	2,366	12,529	15,401	4,595	19,533
	34,891				—
H30 供給量 (b)	3,336	10,620	14,740	4,606	26,388
	33,302				—
H32 供給量 (c)	3,548	12,538	16,025	5,908	25,728
	38,019				—

※供給量 (c) には、1号の定員減を含む。